117　植込型除細動器 ⑷　植込型除細動器（Ｖ型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00292000 22500BZX00294000	平成26年４月１日から 平成27年９月30日まで	3,380,000円
130　心臓手術用カテーテル ⑴　経皮的冠動脈形成術用カテーテル ⑥　再狭窄抑制型 （薬事法承認番号） 22500BZX00322000	平成26年４月１日から 平成27年12月31日まで	178,000円
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑴　単極又は双極用 ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00293000	平成26年４月１日から 平成27年９月30日まで	4,530,000円
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑴　単極又は双極用 ③　自動調整機能付き （薬事法承認番号） 22500BZX00320000	平成26年４月１日から 平成27年12月31日まで	4,530,000円
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑵　４極用 ②　自動調整機能付き （薬事法承認番号） 22500BZX00402000	平成26年４月１日から 平成27年12月31日まで	4,730,000円
146　大動脈用ステントグラフト ⑶　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ②　血管分岐部対応型 （薬事法承認番号） 22400BZX00516000	平成26年４月１日から 平成27年６月30日まで	2,020,000円
148　カプセル型内視鏡 ⑵　大腸用 （薬事法承認番号） 22500BZX00310000	平成26年４月１日から 平成27年12月31日まで	85,400円
182　バルーン拡張型人工生体弁セット （薬事法承認番号） 22500BZX00270000	平成26年４月１日から 平成27年９月30日まで	4,650,000円

○厚生労働省告示第六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表を次のように改める。

別表

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

１　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第１項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号０２の注７に規定する場合を除き、区分番号０１又は区分番号０１－２により算定される額に区分番号０２から区分番号０５までにより算定される額を加えた額とする。

２　前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成９年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

３　区分番号０１の注２及び注４、区分番号０１－２の注１から注４まで及び注12並びに区分番号０２の注１から注３まで及び注10における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

０１　訪問看護基本療養費（１日につき）

１　訪問看護基本療養費(Ⅰ)

イ　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）

⑴　週３日目まで　5,550円

⑵　週４日目以降　6,550円

ロ　准看護師による場合

⑴　週３日目まで　5,050円

⑵　週４日目以降　6,050円

ハ　悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合　12,850円

２　訪問看護基本療養費(Ⅱ)

イ　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,550円

②　週４日目以降　6,550円

⑵　同一日に３人以上

①　週３日目まで　2,780円

②　週４日目以降　3,280円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,050円

②　週４日目以降　6,050円